

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、合理的な経営により経営の透明性を確保し、企業価値の増大・最大化を行う事がコーポレート・ガバナンスの基本目標であると認識しております。

当社はこの認識のもとに、経営の効率化を推進し、真に競争力のある利益体質企業を構築することにより、株主をはじめとして顧客、従業員と共存共栄をもたらす経営を実践して参る考えであります。

また、グローバル・スタンダード(国際基準)のもと、グローバル化に対応し得る経営機能の強化、構築を更に進める考えであります。今後、株主や投資家の皆様に対しては、公正かつタイムリーな情報開示を進めるとともに、決算説明会・株主懇談会等の積極的IR活動を通じて、一層の経営の透明性向上を目指す考えであります。また、役員及び従業員のコンプライアンスの周知徹底についても、重要施策として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
インテグラル・オーエス投資事業組合1号 組合員 インテグラル・オーエス株式会社	2,198,095	26.27
株式会社SBI証券	469,100	5.61
株式会社経営共創基盤	273,000	3.26
SPRING L. P.	243,005	2.90
日本証券金融株式会社	238,200	2.85
大泉グループ従業員持株会	214,700	2.57
ソマール株式会社	180,000	2.15
松田健太郎	143,000	1.71
楽天証券株式会社	96,300	1.15
久保田達夫	85,100	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小磯 孝二	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小磯 孝二	○	----	弁護士として幅広い見識を有しており、その経歴と経験を活かして専門的な見地から、当社グループの事業戦略に関し専門性・客観性のある有益な指摘や意見を頂ける人材であり、当社の経営体制がさらに強化出来るものと判断したためです。また、独立性が高いこと並びに一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室及び監査役、並びに会計監査人は、其々が独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。特に内部監査室と常勤監査役は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹内 信博	公認会計士													
謝 宏	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 信博	○	----	公認会計士として高い知見と豊富な実務経験を有し、それらをもとに適切な指導及び監査を行える人材であり、当社の経営体制強化に大きく貢献するものと判断したためです。また、独立性が高いこと並びに一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定いたしました。
謝 宏	○	----	弁護士として幅広い見識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断したためです。また、独立性が高いこと並びに一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当事項に関する補足説明

企業の業績向上を図ることは、取締役に課せられた職務であり、現状、特にインセンティブを付与することは考えておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当事項に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当事項に関する補足説明

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役に對する情報伝達は、総務部が取締役会等を含めた必要な資料及び情報提供を行っております。また、社外監査役に對する情報提供は、主に常勤監査役が担当し、総務部がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1) 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち1名が社外取締役)によって構成され、意思決定機関としての透明性、公平性を確保しております。また、業務執行状況の監督を行っております。なお、取締役会は月1回定期的に開催し、担当取締役より業務報告が実施されており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2) 経営会議

経営会議は常勤取締役、常勤監査役および執行役員によって構成されており、経営方針等の全社への浸透を図っております。会社法及び取締役会規程に定められた取締役会決議事項以外については、経営会議において機動的に意思決定することにより、経営における情報、判断、決定、実行の共有化を図るとともに、経営の迅速性を確保しております。

3) 監査役会及び監査役監査の状況

監査役会は監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成されております。監査役会は、月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会へ出席するほか、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

4) 内部監査制度

当社は、社長直轄の内部監査室を設置しており、専任の内部監査室長が社内の内部監査活動を実施しております。内部監査室(1名)は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画書に基づき監査を実施しております。また、各部門の監査結果及び改善点については、内部監査室より代表取締役社長に報告されており、監査の結果、改善事項がある場合には、被監査部門に対し改善指示を出し改善状況を継続的に確認しております。

5) 会計監査人

当社の会計業務監査を執行した公認会計士は、あらた監査法人に所属しております田邊晴康氏および塩谷岳史氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。これは、社外からの経営監視体制の強化を推進するためであります。各社外取締役及び社外監査役は、それぞれの専門分野での豊富な経験と幅広い知見に基づき、監視機能を十分に果たしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社はより多くの株主様にご出席いただけるよう集中日を回避した定時株主総会の開催を予定しております。また、開会時刻を午後に設定することでより多くの株主様にご出席いただけるよう配慮しております。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動の基本方針を定めており、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期及び通期の決算発表後に開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を当社ホームページのIR情報に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、環境保全に配慮した事業活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、取引先及び従業員等当社のステークホルダーへの適時適切な情報提供を、会社の重要事項として認識し、当社ホームページ、会社説明会等を通じて情報の提供を行ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は平成21年9月16日開催の取締役会において、会社の業務の適正を確保するための体制について決議し、また、平成27年5月15日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法および改正会社法施行規則に基づき、同体制の一部変更について決議いたしました。なお、その概要は以下のとおりであります。

(決議の概要)

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念および社是に基づく「大泉製作所グループ企業行動憲章」「大泉製作所グループ役職員行動規範」をはじめ、コンプライアンス体制に係わる諸規程を整備し、法令、定款等諸規程を遵守・徹底させる。
- (2) 取締役は、他の取締役および使用人の法令および定款に違反する行為を発見した場合は、ただちに監査役および取締役会に報告し、適切な処置をする。
- (3) 代表取締役社長直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査役に報告する。
- (4) 当社グループの取締役および使用人は、当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われている、または行われる恐れがあることに気付いた場合に、通報または相談出来る体制として、内部通報窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程等の整備を行い、適切かつ確実に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 環境、災害、品質、信用等に係わるリスクについては社内規程にて担当部署が所轄業務に付随するリスクの把握と取締役への報告を行う。
- (2) 総務部がリスク情報を集約し、当社グループのリスク管理体制の構築および運用を行い、発生したリスクに関しては、適切、適法、かつ迅速に対処する。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長または代表取締役社長が指示する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、迅速に対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 規程類の整備を行い、取締役および役職者の職務権限と職務分掌を明確にし、職務執行の効率化を図り、業務の改善に努める。
- (2) 取締役会は、経営理念を機軸に策定された年度計画等を承認し、各業務担当取締役は、その計画に沿って、その達成のために業務管理を行う。
- (3) 取締役会を定時開催し、取締役会規程に定められた事項、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、職務執行の状況を監督する。
- (4) 日常の職務執行に際しては「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各部門の責任者が適切な意思決定手続のもと職務執行の決定を行う。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する部署を置き、子会社を監視・監督する。
- (2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社への報告により、経営管理を行う。
- (3) 当社および当社子会社は、経営の自主性および独立性を保持しつつ、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に貢献するため、当社グループ（連結ベース）の年度計画等を策定し、かつ共有する。
- (4) 当社の内部監査室は、定期的に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置する。
- (2) 同使用人の任命、異動等人事権に係わる事項は、監査役と事前協議のうえ決定する。
- (3) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従うものとし、その旨を当社の役員および使用人に周知する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項を加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす各種会議の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況、リスク管理に関する重要事項については、その内容を速やかに報告する。
- (2) 当社は、監査役への報告を行った当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する情報を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
- (2) 内部監査室は、監査役との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果および指摘・提言事項等についての協議および意見交換をするなど、常に連携させる。
- (3) 監査役および内部監査室は、会計監査人との間でも情報交換等の連携を図っていくものとする。
- (4) 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い等を当社に対して請求したときは、担当部門において審議のうえ、当該費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要で無いと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部統制システムを継続的に評価し、必要な是正を行うことによって、有効かつ適正に機能する体制を継続する。

10. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (1) 「大泉グループ役職員行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、いかなる取引もしない旨を基本方針として定め

る。

(2)反社会的勢力に対応するにあたって、所轄の警察署や顧問弁護士等外部機関と連携を取り、迅速に対応出来る体制を整える。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、代表取締役社長を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、その基本方針を取締役会で決議し、当社総務部において役職員の行動規範を整備のうえ全役職員に周知徹底して反社会的勢力との絶縁を図っております。その対応具体策として、「反社会的勢力排除マニュアル」を制定・実施し、反社会的勢力との関係を排除しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。